

### 報告・協議 3 平成31年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

平川教育長： 続いて、報告・協議 3、平成31年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、中谷義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

中谷義務教育指導課長： 平成31年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択につきまして、御説明をいたします。

去る8月3日に、広島県教科用図書選定審議会を開催いたしまして、各校の選定状況を報告いたしましたところ、いずれの学校も十分な調査研究を行い、適切に判断しているとの御意見をいただき、その評価について御了解をいただいております。

それでは、資料1を御覧ください。各県立義務教育諸学校で平成31年度に使用する教科用図書の選定状況をまとめたものでございます。

続いて、資料2につきましては、平成31年度に県立広島中学校で使用する教科用図書「特別の教科 道徳」の選定状況についてまとめたものでございます。

資料3は、県立三次中学校、資料4は、広島叡智学園中学校で使用する教科用図書の選定状況についてまとめたものでございます。

資料5は、県立特別支援学校中学部における平成31年度に使用する中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の選定状況について、資料6は、知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部における平成31年度に使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況についての資料でございます。

本日いただいた御意見を踏まえまして、8月31日までに教育長が決裁し、採択を決定いたしましたと思っております。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： 二つほど質問させていただきます。一つは、教科書選定会議の設置についてです。特別支援学校については全て設置して協議をさせていただいたということですが、県立三次中学校と、広島叡智学園中学校については、教科書選定会議が開かれているか、開かれている場合には、どんな方たちがメンバーなのかということも教えてください。

もう一つは、「特別の教科 道徳」の教科書の評価を見させていただいたのですが、県立中学校の教科書を見たときに、光村と日文の二つの教科書会社の評定が全く同じ状況になっていて、それで光村が選ばれていると思うのですがけれども、その理由をもう少し詳しく教えていただければというふうに思います。

中谷義務教育指導課長： まず、県立三次中学校、広島叡智学園中学校の教科書選定会議の話でございますけれども、まず、県立三次中学校、広島叡智学園中学校につきましては、現に生徒はまだいませんけれども、職員は配置されておまして、広島中学校と同様に、校内に教科書選定会議を設置し、また、教科ごとに担当教員で構成する調査部会をおきまして、全ての発行者の教科書について調査をしたところでございます。

なお、県立三次中学校においては、選定会議は委員数が13名、校長、教頭、主幹教諭、各教科の教科代表となっております。一方、叡智学園中学校の選定会議につきましては、委員数が15名、内訳は校長、教頭、教務主任、各教科主任等の教科代表となっております。

それから2点目の「特別の教科 道徳」の評価が日文と光村で同じということでございますけれども、Aの数、Bの数が同じなのですが、観点6、いわゆる学校独自の観点が、光村が全てAとなっております、学校の特色に合った教育活動を推進する観点から、そちらを優先し、光村を選定しております。

志々田委員： 広島中学校の教科書選定会議はどんな方たちで構成されているのでしょうか。

中谷義務教育指導課長： 広島中学校の選定会議につきましては、委員が11名でございます。内訳は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任、それから道徳主任、今年度の採択は、「特別の教科 道徳」だけということになりますので、各学年の道徳担当教諭で構成されております。

志々田委員： 教科書選定につきましては、不透明であることということが一番困るわけで、そういう意味では学校の中の先生方だけではなく、外部の有識者や専門家に入ってもらいたいということも少し考慮に入れていく時期に来ているのかなと思いますので、教科書の選定に当たっては、可能な限り、PTAであるとか、専門家の先生方をお願いするというのも一つかなと思います。これは会議の持ち方ですので、各学校が検討されることだろうと思いますが、客観性を増していくためには外部の視点を入れていくというのが一番いいことかと思っておりますので、今後の検討の課題にさせていただければと思います。

中谷義務教育指導課長： 既に教育活動をしております広島中学校におきましては、選定会議の委員の中に、外部の方が教職員以外の構成員ということで2名入っておられます。三次中学校、叡智学園中学校につきましては、まだ生徒、保護者がいない状況でございますので、当然、今後はそういうことを考えていくべきだと思います。

志々田委員： 安心しました。ありがとうございました。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わらせていただきます。

#### 報告・協議 4 平成31年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択に

##### ついて

平川教育長： 続いて、報告・協議 4、平成31年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、阿部高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

阿部高校教育指導課長： それでは、報告・協議 4によりまして、平成31年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、本年度の採択日程についてでございますが、4月の教育委員会会議におきまして、平成31年度に使用します教科用図書の採択基本方針を決定いただいた後、事務局におきましては、6月中旬に、平成29年度に新たに文部科学省の検定に合格しました60点の教科書について、「選定資料」を作成し、各学校における選定の参考資料として配布をしております。この度作成し、学校に配布をしました「選定資料」は、別綴じにしましてお手元にお届けしております。各学校におきましては、既に昨年度までに各学校に配布済みである現行学習指導要領に対応しました教科書についての「選定資料」と、この度学校に配布をしました「選定資料」とを参考に、教科書の調査研究を進めてまいりました。

次に、県立高等学校におきます選定作業の状況について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。平成30年3月30日付け初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」の趣旨を踏まえまして、平成30年4月27日付けで発出されております採択基本方針に基づき、全ての学校が教科書選定会議等を設置し、管理職や教務主任を中心に会議を開催して、教科書の選定を行っております。学校評議員やPTAなどから意見をもらうなどの取組を行うよう、学校を指導しているところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。各学校の教科書の選定に対しましては、事務局が行っております点検・指導の方針を示しております。点検・指導の観点としましては、大きくは「(1) 教育課程と選定教科書との整合性について」、また「(2) 採択申請された教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性について」の2点を設けて、現在、点検・指導を行っているところでございます。

「(1) 教育課程と選定教科書との整合性について」ですが、平成31年度実施予定の教育課程表と照らし合わせ、点検を行いました。教育課程と選定教科書の整合性がとれていない一部の学校に指導を行い、全ての学校におきまして、教育課程と選定教科書の整合性を確認しているところでございます。

次に、「(2) 採択申請された教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性について」でございますが、まずは、十分に教科書の調査研究が行われたかを選定理由書により確認いたしました。十分に教科書の調査研究が行われたかどうか明確でない学校につきましては聞き取りを行い、全ての学校で複数の教科書を相互に比較しながら調査研究が行われることを確認しているところでございます。

続きまして、県立特別支援学校高等部の選定状況について御説明をいたします。特別支援学校におきましても、採択基本方針に基づき、各校において適正かつ公正な教科用図書選定を行うよう、5月24日に教務主任研修を実施し、教科書の調査研究及び選定上の留意事項等について指導したところでございます。

資料4ページには、選定に当たっての障害種別の観点をお示ししております。なお、高等学校に準ずる教育課程を編成している学校におきましては、高等学校と同様に「教科用

図書選定資料」を参考に、また、知的障害特別支援学校の教育課程を編成している学校におきましては、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書選定資料」を参考にしました。

次に、資料5ページを御覧ください。特別支援学校の高等部におきます平成31年度使用教科用図書の選定状況についてまとめたものでございます。7月27日までに各校から提出された選定理由書等の点検と指導を行いました。差替えの必要な学校には、再検討し、採択申請書を再提出するよう指示したところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がありましたら、お願ひいたします。

志々田委員： 資料の2ページ目、「県立高等学校における選定作業の状況」の「3 学校評議員やPTAなどから教科書選定に係る意見をもらうなどの取組」というのをやっているかやっていないかというのをお調べいただいでいて、昨年、徹底してほしいということをおっしゃったのですが、今年はそのかいあってか、全日制、定時制1校ずつということになっていますが、ここはなぜできなかったのか、理由を聞かせてください。

阿部高校教育指導課長： 昨年度と比べまして、今年度は、各校において努力をさせていただいて、学校評議員やPTAなどから教科書選定に係る意見をもらうといった取組が進んでいるところでございます。この2校につきましては、聞き取りを行いましたけれども、十分その趣旨を理解して、何とか学校評議員、PTAの方から意見をもらう機会を設けようと思いましたが、なかなかスケジュールが調整できず、選定をするまでに意見がもらえなかったという状況でございます。つきましては、来年度に向けて、もう少し早目に取組を行うことを各校も意識しておりますので、今後改善してまいりたいと思います。

志々田委員： やはり徹底するということは、100%ということだと思いますので、スケジュールの問題ではないというように思います。やはりどれだけ重点化しているのかということだろうと思いますので、きちんと指導していただければと思います。よろしくお願ひします。

細川委員： 同じく2ページ、1の方なのですが、この設置状況をアとイに分ける意義というのは、何かございますか。

阿部高校教育指導課長： まずは、教科書選定会議を設置するということが大きな趣旨でございます。そこに書いてあるアとイの区別というのは、既存の会議、あるいは委員会等を使わずに、新しく教科書を選定することを固有の任務として会議を設置する学校と、今までの校務運営会議等、そういったものを利用して会議を行うということですが、この二つに分ける趣旨というのは特にはなくて、それぞれの形式が異なるということを見ていただくために表を作っているものでございます。

細川委員： どちらが望ましいのでしょうか。

阿部高校教育指導課長： 各高等学校におきましては、規模でありますとか学科構成等の実態が異なる状況がございますので、設置する教科書選定会議の人数や構成も様々であります。教育委員会としては、一律に定めるということは非常に難しいということで、どちらがいいとかどちらが悪いというような、そういったものではなくて、先ほど少し繰り返しになりますが、こういった組織的に選定をするというところに趣旨がございますので、どちらがいいという形では捉えてはけません。

細川委員： ということは、アにしてもイにしても、この選定会議の目的は達していると理解してよろしいですね。

阿部高校教育指導課長： そうです。

中村委員： 志々田委員からも御指摘があるところなのですが、外部の意見をもらうということで、会議に入ってもらいかどうかという形式的なこともあると思うのですが、実際、外部意見をもらっているところがたくさんあっても、意見なしという紙をもらって終わりみたいなことでは意味がないとも思うのですが、実態のところというのはどんな感じなのでしょうか。

阿部高校教育指導課長： 意見をもらうなどの取組の実態ですけれども、それぞれの教科の特徴でありますとか、教科書の特色が様々ありますので、PTAや学校評議員の方に実際に開いて見ていただく中で、各校の生徒の実態を踏まえて、どういう形で選定するのかというのを学校から説明し、それに対してPTAでありますとか学校評議員から、これまでの取組等を踏まえて御意見をいただいているという状況でございます。

志々田委員： 中村委員がおっしゃったように、意味のない会議を開くのはとても無意味だなと思うのと、先ほど細川委員がおっしゃられたように、その会議をどう設置するのかというのも、その学校それぞれの事情があるのかなと思います。できれば教員の働き方改革のためにも、

既存の会議で効率的にできるのが一番いいかと思えますし、やはり何のためにやっているのかということをお先生方に御理解いただくのが一番だと思うので、今、課長がおっしゃられたように、学校はこういう子供たちを、こういう教科の方針の中で、こういう教科書を使って教えたいのですということをお、まずきちんと、ステークホルダーである保護者や様々な方たちにお伝えする、そこまでが教育の説明責任なのだというをお、先生方に御理解いただきたいと思えます。それが、教科に対するより深い理解だとか、例えば地域からの御支援だとか、そういったものにも結び付いていくような、開かれた学校づくりに必要なプロセスだと思うので、ただ会議をやればいいのか、ただ承認をもらえばいいというように伝わらないよう、今、課長がおっしゃったような趣旨の中でやることなのだというをお、徹底してお知らせいただければと思えます。会議は多くない方がいいと思えますので、そこもよろしくお願ひしたいと思えます。

菅田委員： 先ほど、特別支援学校高等部の方で差替え等があったということでしたが、大体何校ぐらいで、どういった理由で差替えになったのですか。

西岡特別支援教育課長： まだ指導の最中ですので、差替えを求めた学校の数の全部は分からず申し訳ございません。

差替えを求めたケースというのは、例えば、絵本等の一般図書を選定した学校で、上の学年と下の学年で発達段階の逆転がないかというようなことを再度確認するように指示した学校がございます。一般図書ですので、教科全体を網羅した内容ではないために、学校も随分調査研究をして選定しているのですけれども、再度学校で検討した結果、逆転が起こり得るということで、別の教科書に選定し直したというものがございました。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本日の会議の全てを、日程を終了いたします。